

社会福祉法人・社会福祉施設自己点検表
(老人福祉施設運営管理・施設入所者処遇)

介護老人福祉施設「自己点検表」(基準)
(ユニット型)

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備考	

介護	老福	点検項目	点検事項	左の結果			根拠法令		関係書類
		点検項目	点検事項	A	B	C	最低基準	指定基準	
○	○	第1 基本方針	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。	適		否	・道特養運基第34条	・平24条例97第45条第1項 〈平11厚令39第39条第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> 概況説明 定款、寄付行為等 運営規程 パンフレット等 入所者(ケース)台帳 生活日誌、指導日誌
○	○		(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適		否	・道特養運基第34条	・平24条例97第45条第2項 〈平11厚令39第39条第2項〉	
○	○	第2 人員に関する基準	<p>介護保険法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(指定短期入所生活介護事業所併設等の場合)</p> <p>[空床利用の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業者の員数は、利用者を入所者としてみなした場合における、施設として必要な数以上となっているか。 <p>[併設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師、栄養士、機能訓練指導員 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。 生活相談員、介護職員又は看護職員 施設と併設事業所の員数の合計を、施設と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤 換算方法により必要とされる従業者の数となっているか。 				<ul style="list-style-type: none"> 道特養運基第12条 道特養運則第5条 	<ul style="list-style-type: none"> 法第88条第1項 平24条例97第5条第1項 (平11厚令39第2条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員名簿

(直近の状況 平成 年 月 日現在)

職 種	施設 長	事務 員	直接処遇職員						栄 養 士	調 理 員	医 師	そ の 他	合 計
			生 活 相 談 員	支 援 員	P T 等	介 護 員	保 健 師	看 護 職 員					
配置基 準数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
現 員 計	正 職 員												
	臨 時 職 員												

※ 臨時職員の勤務形態
1日 時間(時～ 時)
週 日勤務
社会保険加入(有・無)

○	1 管理者 (施設長)	(1) 施設長は、社会福祉法第19条第1項の各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者を配置しているか。	適	否 取得 予定	否	・国通知47.5.17社庶83 ・国通知53.2.20社庶13 ・道特養運基第6条、第12条 ・道特養運則第5条 ・特養運通第1の4		・履歴書 ・講習会修了証	
○	○	(2) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者(施設長)は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であるか。 (ただし、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。) 兼務の状況[]	適	否 業務に 支障	否	・福祉法第66条 ・施設運営最低基準	・平24条例97第55条準用(第26条) ・平25道規則7第14条準用(第7条) 〈平11厚令39第49条準用(第21条)〉	・組織図、運営規程 ・職務分担表、辞令簿 ・業務報告書、業務日誌等 ・会議記録等 ・帳簿、伝票類(決裁関係)	
○	○	2 医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。	適		否	・道特養運基第12条	・平24条例97第5条第1項第1号〈平11厚令39第2条第1項第1号〉	・運営規程 ・勤務表、出勤簿 ・資格証の写し
○	○	3 生活相談員	(1) 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。 ※ 入所者の数は前年度の平均値とする。	適		否	・道特養運基第12条 ・道特養運則第5条	・平24条例97第5条第1項第2号〈平11厚令39第2条第1項第2号〉	・履歴書 ・辞令簿 ・事務分掌(業務分担)

		<p>社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者。</p> <p>③ 社会福祉士、精神保健福祉士</p> <p>「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設に勤務したことがあるなど、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助を行う能力を有すると認められる者をいう。</p>																	
○	○	<p>4 介護職員又は看護職員</p> <p>(1) 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。</p> <p>常勤換算方法：(総従業者の1週間の勤務延時間数) ÷ (事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数 (32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。))</p> <p>勤務延時間数：勤務表上、サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間の合計数</p> <p>【介護職員及び看護職員配置状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>基準配置必要数</th> <th>常勤換算後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>A 施設の介護職員等の28日(4週)の総勤務時間数 . . . (時間)</p> <p>B 常勤職員の1週間×4(週)の勤務時間 . . . (時間)</p> <p>C A/B (人)</p> <p>※ 介護職員及び看護職員の員数は、常勤換算方法で、入所者及び利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上必要。 入所者(50名)+利用者(10名)の場合は、入所者60名→20名(常勤換算)の介護及び看護職員の配置が必要。</p>	種 別	基準配置必要数	常勤換算後	介護職員			看護職員			合 計			適	否	<ul style="list-style-type: none"> 道特養運基第12条 道特養運則第5条 	<ul style="list-style-type: none"> 平24条例97第5条第1項第3号ア 平11厚令39第2条第1項第3号イ) 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴書 辞令簿 事務分掌(業務分担表) 職員名簿 勤務表 常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 入所者数がわかる書類 出勤簿 看護師資格養成機関修了証等
種 別	基準配置必要数	常勤換算後																	
介護職員																			
看護職員																			
合 計																			
○	○	<p>(2) 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上で、入所者の数に応じて道</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> 道特養運則第5条 														

○	○	<p>(2) 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を配置しているか。</p> <p>機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事させることができる。</p> <p>この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者とする。</p> <p>(ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。)</p> <p>(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第43条準用(第6条) ・特養運通第5の10準用(第1の4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第5条3項<平11厚令39第2条第7項> ・平12老企43第2の3 ・平25道規則7第3条第51項 	
○	7 介護支援専門員	<p>(1) 1以上配置しているか。(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする)</p> <p>また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><参考> 介護支援専門員証の有効期間は5年間で、有効期間の満了日までに更新交付申請をしないと、証が無効になります。</p> </div>	適	否		<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第5条第1項第6号<平11厚令39第2条第1項第6号> 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・出勤簿 ・介護支援専門員証(写)
○		<p>(2) 専らその職務に従事する常勤の者が配置されているか。</p> <p>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>(この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。)</p> <p><u>専ら従事する</u>：原則として、サービス提供時間帯を通じて当該指定介護福祉施設サービス以外の職務に従事しないことをいう。この</p>	適	否		<ul style="list-style-type: none"> ・平25道規則7第3条第6項<平11厚令39第2条第9項> 	

		場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。						
○		(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。 (ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではない。)	適	否			・平12老企43第2の4(2)	
○	8 調理員、 その他職員	調理員等は、それぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者を配置しているか。	適	否	否 虐待等	・道特養運基第12条		
○	○	第3 設備に関する基準 (1)ユニット				・福祉法第65条 ・老福法第17条第3項 ・道特養運基第36条 ・施設運営最低基準	・法第88条第2項 ・平24条例97第46条第1項第1号ア(平11厚令39第40条第1項第1号イ)	・施設図面(パンフレット) ・平面図 ・運営規程 ・指定申請・変更届(写) ・診療所開設許可書 ・医薬品に関する台帳、備品に関する台帳
○	○	① 居室	適	否	一部 居室			
○	○	(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。 なお、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としているか。 (ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも差し支えない。 なお、この場合にあっても、次の要件を満たさなければならない。)	適		否		・平24条例97第46条第1項第1号7(イ) 〈平11厚令39第40条第1項第1号イ(2)〉 ・平12老企43第5の3(4)の③ ・平12老企43第5の3(4)の④	
		① 入居定員が10人を超えるユニットにあつては「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。 ② 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。						
		(ユニットの入居定員に関する既存施設の特例) 平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設(建築中のものを含む)が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあつては、施設を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから上記②の要件は適用しない。						

○	○	<p>また、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む）が、同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む）場合は、当該ユニットについては、上記①、②は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。</p> <p>(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たしているか。</p> <p>① 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>② ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井の間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>基準面積</td> <td>m²</td> <td>現</td> <td>状</td> <td>m²</td> </tr> </table>	基準面積	m ²	現	状	m ²	適	否		<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第46条第1項第1号7(ウ) ・平25道規則7第11条第1項〈平11厚令39第40条第1項第1号イ(3)〉 ・平12老企43第5の3(4)の⑤
基準面積	m ²	現	状	m ²							
○	○	<p>(4) ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置位置等は適切か。 	適	否		<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第46条第1項第1号7(エ) 〈平11厚令39第40条第1項第1号イ(4)〉 					
○	○	<p>② 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。</p> <p>このためには、次の2つの要件を満たしているか。</p> <p>① 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。</p> <p>② 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第36条 ・施設運営最低基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第46条第1項第1号イ(7) 〈平11厚令39第40条第1項第1号ロ(1)〉 ・平12老企43第5の3(5)の① 					
○	○	<p>(2) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員 を乗じて得た面積以上を標準としているか。</p> <p>〈経過措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月1日に指定受けている介護老人福祉施設で、「2平方メー 				<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第46条第1項第1号イ(イ) ・平25道規則7第11条第2項同附則8 〈平11厚令39第40条第1項 					

		ルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上であることを標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さであること」とする。					第1号ロ(2)》
○	○	(3) 必要な設備及び備品を備えているか。					・平24条例97第46条第1項第1号イ(ウ)〈平11厚令39第40条第1項第1号ロ(3)〉
○	○	③ 洗面設備	(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。			・道特養運基第36条 ・施設運営最低基準	・平24条例97第46条第1項第1号ウ(7)〈平11厚令39第40条第1項第1号ハ(1)〉
○	○		(2) 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。			・道特養運基第36条 ・施設運営最低基準	・平24条例97第46条第1項第1号ウ(イ)〈平11厚令39第40条第1項第1号ハ(2)〉
○	○	④ 便所	(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。			・道特養運基第36条 ・施設運営最低基準	・平24条例97第46条第1項第1号エ(7)〈平11厚令39第40条第1項第1号ニ(1)〉
○	○		(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとなっているか。			・道特養運基第36条 ・施設運営最低基準	・平24条例97第46条第1項第1号エ(イ)〈平11厚令39第40条第1項第1号ニ(2)〉
○	○	(2) 浴室	要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。	適	否	・道特養運基第36条 ・施設運営最低基準	・平24条例97第46条第1項第2号〈平11厚令39第40条第1項第2号〉
○	○	(3) 医務室	(1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としているか。	適	否	・道特養運基第36条 ・施設運営最低基準	・平24条例97第46条第1項第3号7〈平11厚令39第40条第1項第3号イ〉
○	○		(2) 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けているか。	適	否	・道特養運基第36条 ・施設運営最低基準	・平24条例97第46条第1項第3号イ〈平11厚令39第40条第1項第3号ロ〉
○	○	(4) 廊下幅	1.8メートル以上としているか。 ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上としているか。 (廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)として差し支えない。)	適	否	・道特養運基第36条 ・道特養運則第8条 ・施設運営最低基準	・平24条例97第46条第1項第4号 ・平25道規則7第11条第3項〈平11厚令39第40条第1項第4号〉
○	○	(5) 消火設備 その他の非	消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。	適	否	・道特養運基第43条準用(第9条)	・平24条例97第46条第1項第5号

○	2 提供拒否の禁止	<p>ユニット型指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んでないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>提供を拒むことのできる正当な理由とは</p> <p>①入院治療の必要がある場合</p> <p>②入居者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合</p>	適		否	<p>・平24条例97第55条準用(第8条)</p> <p>〈平11厚令39第49条準用(第4条の2)〉</p> <p>・準用(平12老企43第4の2)</p>	<p>・入所申込受付簿</p> <p>・要介護度の分布がわかる資料</p>
○	3 サービス提供困難時の対応	<p>ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介その他適切な措置を速やかに講じているか。</p>	適		否	<p>・道特養運基第43条準用(13条)</p> <p>・平24条例97第55条準用(第9条)</p> <p>〈平11厚令39第49条準用(第4条の3)〉</p>	<p>・指導日誌、生活日誌</p> <p>・サービス提供依頼書</p>
○	4 受給資格等の確認	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適		否	<p>・平24条例97第55条準用(第10条第1項)</p> <p>〈平11厚令39第49条準用(第5条第1項)〉</p>	<p>・入所者に関する書類</p> <p>・施設サービス計画書</p>
○		(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。	適		否	<p>・法第87条第2項</p> <p>・平24条例97第55条準用(第10条第2項)</p> <p>〈平11厚令39第49条準用(第5条第2項)〉</p>	
○	5 要介護認定の申請に係る援助	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適		否	<p>・平24条例97第55条準用(第11条第1項)</p> <p>〈平11厚令39第49条準用(第6条第1項)〉</p>	<p>・入所者に関する書類</p>
○		(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前に行われるよう、必要な援助を行っているか。	適		否	<p>・平24条例97第55条準用(第11条第2項)</p> <p>〈平11厚令39第49条準用(第6条第2項)〉</p>	
○	6 入退所	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供しているか。	適		否	<p>・平24条例97第55条準用(第12条第1項)</p> <p>〈平11厚令39第49条準用(第7条第1項)〉</p>	<p>・入所に関する規程</p> <p>・入所検討委員会会議録</p> <p>・入所申込書</p>
○		(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居申込者の数が、入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度	適		否	<p>・平24条例97第55条準用(第12条第2項)</p>	

		及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めているか。 なお、こうした優先的な入居の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。					〈平11厚令39第49条準用(第7条第2項)〉 ・準用(平12老企43第4の5(2))	る書類 ・照会の記録 ・入所申込者待機者順位リスト
○	○	(3) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。	適	否	否 把握無	・道特養運基第43条準用(14条)	・平24条例97第55条準用(第12条第3項)〈平11厚令39第49条準用(第7条第3項)〉	・入所者の居宅復帰の検討、協議に関する記録 ・相談、助言等の記録 ・情報提供の記録
○	○	(4) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行っているか。 その検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の従業者の間で協議しているか。	適	否	否 検討無	・道特養運基第43条準用(14条)	・平24条例97第55条準用(第12条第4項、第5項)〈平11厚令39第49条準用(第7条第4項、第5項)〉	・個別処遇方針 ・入所者(ケース)台帳 ・生活日誌、指導日誌 ・処遇に係る各種会議録
○	○	(5) ユニット型指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行っているか	適	否	否 援助無	・道特養運基第43条準用(14条)	・平24条例97第55条準用(第12条第6項)〈平11厚令39第49条準用(第7条第6項)〉	
○	○	(6) 上記(5)の援助は、(4)の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入居者に対し、退居に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助を行うことを規定したものである。なお、安易に施設側の理由により退居を促すことのないよう留意しているか。 また、退居が可能になった入居者の退居を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退居後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図っているか。	適		否	・国通知 12.3.17 老発 214 第5の10準用(第4の1(2))	・準用(平12老企43第4の5(5))	
○	○	(7) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適	否	否 連携無	・道特養運基第43条準用(14条)	・平24条例97第55条準用(第12条第7項) 〈平11厚令39第49条準用(第7条第7項)〉	
○		7 サービスの提供の記録 (1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。	適		否		・平24条例97第55条準用(第13条第1項) 〈平11厚令39第49条準用(第8条第1項)〉	・入所者に関する書類 ・サービス内容の記録

○	○		(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適	否		・平24条例97第55条準用 (第13条第2項) 〈平11厚令39第49条準用(第8条第2項)〉	
○	○	8 利用料等の受領	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。(2)及び条例第47条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ・1割相当額の支払いを受けているか。(平成27年7月31日まで) ・1割又は2割相当額の支払いを受けているか。(平成27年8月1日から平成30年7月31日まで) ・1割、2割又は3割相当額の支払いを受けているか。(平成30年8月1日以降)	適	否		・平24条例97第47条第1項 〈平11厚令39第41条第1項〉	・施設サービス計画書 ・領収証控 ・運営規程 ・説明文書 ・同意に関する記録
○	○		(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 [法定代理受領サービスに該当しない場合] ・10割相当額の支払いを受けているか。	適	否		・平24条例97第47条第2項 〈平11厚令39第41条第2項〉	
○	○		(3) ユニット型指定介護老人福祉施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 (法第51条の2第1項の規定により特定入居者介護サービス費が入居者に支給された場合は同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入居者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) ② 居住に要する費用 (法第51条の2第1項の規定により特定入居者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同	適	否		・平24条例97第47条第3項 平25道規則7第12条第1項 〈平11厚令39第41条第3項〉	

条第4項の規定により当該特定入居者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- ③ 厚生労働大臣の定める基準(基準省令第41条第3項第3号)に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ④ 厚生労働大臣の定める基準(基準省令第41条第3項第4号)に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ⑤ 理美容代
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

(特別な居室)

- ・定員が1人又は2人であること。
- ・特別な居室の定員の合計が当該施設の入所定員の概ね5割を超えないこと。
- ・入所者1人当たりの床面積が10.65㎡以上であること。
- ・居室の施設、設備等が支払いを受けるのにふさわしいものであること。
- ・居室の提供が、入所者への情報提供を前提として入所者の選択によるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- ・費用の額が運営規程に定められていること。

(特別な食事：入所者等が選定する特別な食事)

- ・高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、その内容がふさわしいものであること。
- ・医師との連携の下、管理栄養士又は栄養士による入所者ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。
- ・食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。
- ・特別な食事の提供によって、それ以外の食事の質を損なわないこと。
- ・予め入所者等へ十分な情報提供を行い、入所者等の自由な選択と同意に基づいた提供であること。
- ・入所者の身体状況に鑑み支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。
- ・支払いを受ける額は、特別な食事に要した費用から食事の提供に係る利用料の額を控除した額とする。

・特別な食事の内容や料金等について、事業所の見やすい場所に掲示すること。

(その他の日常生活費)

- ・入所者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ・入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ・健康管理費（インフルエンザ予防接種料等）
- ・預り金の出納管理に係る費用
- ・私物の洗濯代

(4) 上記(3)①から④までに掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）」の定めるところによるものとしているか。

※ 居住費(滞在費)の負担限度額(月額)

	1段階	2段階		3段階		基準費用額		
		27.3月 まで	27.4月 から	27.3月 まで	27.4月 から	27.3月 まで	27.4月から 27.7月まで	27.8月 から
多床室	0	320	370	320	370	320	370	840
従来型個室	320	420	同左	820	同左	1,150	同左	同左
ユニット型準個室	490	490	同左	1,310	同左	1,640	同左	同左
ユニット型個室	820	820	同左	1,310	同左	1,970	同左	同左

※ 食費の負担額(月額)

	1段階	2段階	3段階	基準費用額
	300	390	650	1,380

(5) ユニット型指定介護老人福祉施設は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。
また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。

(6) ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設サービス

適

否

・平25道規則7第12条第2項
〈平11厚令39第41条第4項

適

否

・平24条例97第47条第4項
〈平11厚令39第41条第5項〉

適

否

・法第48条第8項

○	○	<p>その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則 第82条で定めるところにより、領収書を交付しているか。</p>				・準用（法第41条第8項										
		<p>(7) ユニット型指定介護老人福祉施設は、領収書に指定介護老人福祉施設サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護老人福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護老人福祉施設サービスに要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>・領収証には費用区分を明確にしているか。</p> <p>① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用</p> <p>② 食事の提供に要した費用</p> <p>③ 居住に要した費用</p> <p>④ その他の費用（個別の費用ごとの区分）</p>	適	否		・施行規則第82条										
		<p>(8) 入所者への日用品及び被服等の支給について、本来施設で準備すべきものを入所者本人（家族）に負担させていないか。</p> <p>・日用品及び被服等の支給状況（年度）</p> <table border="1" data-bbox="439 978 1077 1171"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>日 用 品</th> <th>被 服 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給方法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給額 合計額、一人平均</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・日用品及び介護用品等の入所者（家族）負担とした品目</p>	区 分	日 用 品	被 服 等	支給内容			支給方法			支給額 合計額、一人平均			適	否
区 分	日 用 品	被 服 等														
支給内容																
支給方法																
支給額 合計額、一人平均																
○	9 預り金等	<p>(1) 入所者からの預り金について</p> <p>・入所者預り金取扱規程は整備されているか。</p> <p>・入所者預り金の管理に係る会計責任者と出納職員を発令し、その役割と責任を明確にしているか。</p> <p>・多額（1万円以上）の現金を長期にわたり保管していないか。</p>	適	否	<p>・道通知53. 2. 1民総172</p> <p>・道通知62. 8. 17民総10469</p> <p>・道通知63. 4. 10民総10020</p> <p>・道通知7. 12. 21地福3298</p> <p>・道通知13. 8. 3地福471</p>	<p>・入所者預り金取扱規程</p> <p>・発令簿、辞令書</p> <p>・現金出納帳</p> <p>・預り金等に係る委任</p>										

<ul style="list-style-type: none"> 入所者等から書面等をもって事前に同意を得ているか。 〔入所者本人からの委任状 有・無〕 〔家族・保護者からの委任状 有・無〕 自己管理が可能なものについてまで、一律に施設で預かり金として管理していないか。 自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮がなされているか。 <table border="1" data-bbox="521 408 1077 488"> <tr> <td>保管・管理の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 個人別台帳を作成し、記録しているか。また、領収書等を整理しているか。 収支時における取扱責任者の承認を得たり、複数職員の立会いのもとに金銭授受する等、牽制体制はとられているか。 収支状況は、定期的（毎月～施設長、四半期～監事）に点検されているか。 収支の状況を定期的（年4回程度）に入所者（必要に応じて家族等）に連絡しているか。 	保管・管理の方法		保管場所				<ul style="list-style-type: none"> 道通知16. 6. 10地福452 道通知17. 7. 14地福613 道通知19. 11. 22介保1072 昭和62年8月17日付民総第10469号北海道民生部長通知 		状 <ul style="list-style-type: none"> 個別現金出納帳 出金依頼書、領収書等の挙証書 出金依頼書 預り金引渡し書等 預り金の個人別台帳、通帳 預り金に係る収支状況通知 預り金台帳 ケース記録 								
保管・管理の方法																	
保管場所																	
○ (2) 退所時の金品の引渡しが適正に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> 退所者の金品の把握がもれなく行われているか。 預り金返還について、ケース記録に記載しているか。 	適	否	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年8月17日付民総第10469号北海道民生部長通知 														
○ (3) 収入の無い入所者に対し、本人支給金を支給しているか。 <ul style="list-style-type: none"> 支給状況（運営指導直近月の状況） <table border="1" data-bbox="439 1206 1077 1437"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象人員</th> <th>支給人員</th> <th>一人当たり月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入の無い入所者</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収入のある入所者</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象人員	支給人員	一人当たり月額	収入の無い入所者	人	人	円	収入のある入所者	人	人	円	適	否			<ul style="list-style-type: none"> 施設会計総勘定元帳（勘定科目：本人支給金） 入所者の預金通帳
区分	対象人員	支給人員	一人当たり月額														
収入の無い入所者	人	人	円														
収入のある入所者	人	人	円														

○		(4) 特別養護老人ホーム（措置にかかる者のみ）において、入院患者日用品費の支給は適切に行われているか。 ・入所者の入院中に支給されているか。 ・口座振込み等により現金で支給されているか。 ・現金引渡し方法をとっている場合、牽制体制がとられているか。 ・入院患者日用品費支給簿を整備しているか。	適		否	・国通知62. 1. 31社老10 ・国通知8. 11. 7老計165		・入所者の預金通帳 ・入院患者日用品費支給簿等 ・施設会計総勘定元帳（勘定科目：本人支給金） ・施設会計預金通帳（小口現金出納帳）
○	10 保険給付の請求のための証明書の交付	ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付しているか。	適		否		・平24条例97第55条準用（第15条） 〈平11厚令39第49条準用（第10条）〉	・サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）
○	○	11 指定介護福祉施設サービスの取扱方針	適		否	・道特養運基第43条準用（第14条）	・平24条例97第48条第1項 〈平11厚令39第42条第1項〉	・事業計画（当該年度） ・事業報告（前年度） ・行事予定表
○	○	(2) 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。	適		否	・道特養運基第43条準用（第14条）	・平24条例97第48条第2項 〈平11厚令39第42条第2項〉	
○	○	(3) 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。	適	否	否 説明・同意無	・道特養運基第43条準用（第14条）	・平24条例97第48条第3項 〈平11厚令39第42条第3項〉	・個別処遇方針 ・指導日誌、生活日誌
○	○	(4) 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われているか。	適		否	・道特養運基第43条準用（第14条） ・国通知13. 4. 6老発155	・平24条例97第48条第4項 〈平11厚令39第42条第4項〉 ・平13老発155（身体拘束ゼロへの手引）	・委員名簿 ・改善計画 ・経過観察記録簿 ・施設サービス計画書
○	○	(5) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適		否	・国通知13. 4. 6老発155	・平24条例97第48条第5項 〈平11厚令39第42条第5項〉 ・平13老発155の2, 3	・入所者に関する書類 ・処遇に関する日誌 ・身体拘束に関する記録
○	○	(6) ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (身体拘束の対象となる具体的行為)	適		否	・国通知13. 4. 6老発155	・平24条例97第48条第6項 〈平11厚令39第42条第6項〉 ・平13老発155の3, 5	・研修計画・結果報告 ・委員会の記録 ・自己評価の記録

		<p>① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>						
○	○	(7) ユニット型指定介護老人福祉施設は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適		否	・道特養運基第37条	・平24条例97第48条第7項 〈平11厚令39第42条第7項〉	
○	○	(8) 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	適	否	否 未実施	・道特養運基第37条	・平24条例97第48条第8項 〈平11厚令39第42条第8項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等適正化検討委員会等規定 ・身体的拘束等適正化検討委員会等議事録 ・介護日誌 ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・研修計画
		<p>① 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等について報告様式を作成 ・身体的拘束等の発生ごとに記録し、報告 ・身体的拘束適正化検討委員会において分析し、適正性と適正化策を検討する。 ・委員会の結果を従業者に周知徹底 ・適正化策を講じた後、その効果について評価 <p>② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	適	否	否			

		<p>・ 指針作成年月日〔 年 月 日〕</p> <p>(指針に盛り込む内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・ 身体的拘束適正化検討委員会等の組織に関する事項 ・ 職員研修に関する基本的方針 ・ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・ その他必要事項 <p>③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>開催年月日</th> <th>出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	開催年月日	出席者						未実施		
開催年月日	出席者											
○	○	<p>(8) 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価方法 [] ・ 評価結果に対する改善等 [] 	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法第78条 ・ 国通知H13.7.23社会福祉法人監査指導要綱の制定について ・ 道特養運基第37条 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第48条第9項 (平11厚令39第42条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果記録 					
○	○	<p>12 施設サービス計画の作成</p> <p>(1) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。</p>	適	否		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第55条準用(第17条第1項) (平11厚令39第49条準用(第12条第1項)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 職務分担表 ・ 施設サービス計画 ・ 入所者の能力、環境等を評価した書類 					
○	○	<p>(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(計画担当介護支援専門員)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めている</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第43条準用(第15条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第55条準用(第17条第2項) (平11厚令39第49条準用(第12条第2項)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接の記録 ・ 施設サービス計画原案 ・ 個別処遇方針 					

○	○	か。				
○	○	(3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適	否	・道特養運基第43条準用(第15条)	・平24条例97第55条準用(第17条第3項) 〈平11厚令39第49条準用(第12条第3項)〉
○	○	(4) 計画担当介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 ・計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である ・家族への面接は、テレビ電話等の通信機器等の活用も可。	適	否	・道特養運基第43条準用(第15条)	・平24条例97第55条準用(第17条第4項) 〈平11厚令39第49条準用(第12条第4項)〉準用(平12老企43第4の10の(4))
○	○	(5) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。	適	否	・道特養運基第43条準用(第15条)	・平24条例97第55条準用(第17条第5項) 〈平11厚令39第49条準用(第12条第5項)〉
○	○	(6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者(入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者をいう。)に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	適	否	・道特養運基第43条準用(第15条)	・平24条例97第55条準用(第17条第6項) 〈平11厚令39第49条準用(第12条第6項)〉
○	○	(7) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。 ・当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表に相当するものを指すものである。また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い(通信機器等の活用も可能)、同意を得ることが望ましい。	適	否	・道特養運基第43条準用(第15条)	・平24条例97第55条準用(第17条第7項) ・平11厚令39第49条準用(第12条第7項)準用(平12老企43第4の10の(7))
○	○	(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。	適	否	・道特養運基第43条準用(第15条)	・平24条例97第55条準用(第17条第8項) 〈平11厚令39第49条準用(第12条第8項)〉
○	○	(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービ	適	否	・道特養運基第43条準用	・平24条例97第55条準用

		ス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。				（第15条）	（第17条第9項） 〈平11厚令39第49条準用（第12条第9項）〉	
○	○	(10) 計画担当介護支援専門員は、(9)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に入所者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適		否	・道特養運基第43条準用（第15条）	・平24条例97第55条準用（第17条第10項） 〈平11厚令39第49条準用（第12条第10項）〉	
○	○	(11) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	適		否	・道特養運基第43条準用（第15条）	・平24条例97第55条準用（第17条第11項） 〈平11厚令39第49条準用（第12条第11項）〉	
○	○	(12) (2)から(8)までの規定は、(9)に規定する施設サービス計画の変更についても同様に取り扱っているか。	適		否	・道特養運基第43条準用（第15条）	・平24条例97第55条準用（第17条第11項） 〈平11厚令39第49条準用（第12条第12項）〉	
○	○	13 介護 (1) 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。 なお、介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮して実施しているか。	適	否	否 虐待等	・道特養運基第37条、第38条	・平24条例97第49条第1項 〈平11厚令39第43条第1項〉 ・平12老企43第5の6(1)	・入所者(ケース)台帳 ・生活日誌、指導日誌
○	○	(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	適		否		・平24条例97第49条第2項 〈平11厚令39第43条第2項〉 ・平12老企43第5の6(2)	
○	○	(3) ユニット型指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行っているか。 また、その実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や入浴介助等適切な方法により行われているか。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴すること	適		否	・道特養運基第38条第3項	平24条例97第49条第3項 〈平11厚令39第43条第3項〉 平12老企43第5の6(3)	・入所者の入浴記録表 ・施設サービス計画書 ・入浴に関する記録 ・入所者に関する書類 ・介護・看護に関する

が困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。

・入浴の状況

区 分	対象者数	回数(週)	曜 日	時間帯
一 般 浴 (介助による入浴)	()	()	()	()
中 間 浴				
特 浴				

(注) () は別掲

※中間浴

車椅子利用等の入所者が車椅子のまま乗れる入浴昇降機又はリフター（入浴用移乗機器）を用いて、一般浴槽に入浴する場合を、一般的に中間浴という。

・健康チェック項目

()

記録

- ・排泄に関する記録
- ・勤務体制表

○ ○

(4) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。

適

否

・道特養運基第38条第4項

・平24条例97第49条第4項
〈平11厚令39第43条第4項〉

- ・排せつの記録
- ・おむつ交換の記録

- ・排せつの経過を把握しているか。
- ・便秘の続いている入所者に対する浣腸、摘便等を適切に行っているか
- ・特に、夜間の排泄介助に配慮しているか。

○ ○

(5) ユニット型指定介護老人福祉施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に取り替えているか

適

否

否

・道特養運基第38条第5項

・平24条例97第43条第5項
〈平11厚令39第43条第5項〉

- ・おむつ交換の記録

・おむつ交換時の配慮は適切に行われているか。

(適)

(否)

(否)

配慮の具体的な内容

[]

不十分

不適切

おむつの定期交換時刻

[]

・おむつ外しのための働きかけを行っているか。

(適)

(否)

(否)

[ポータブルトイレへの介助 有・無]

不十分

働きか

[トイレへの誘導 有・無]

け無

			るか。						
○	○	14 食事	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 また、入居者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。	適		否	・「北海道社会福祉施設給食管理運営指針」(※以下「給食指針」。(S49.6.29民総第 1152 号 最終改正 : H23.4.1 施運第 16 号))	・平24条例97第50条 〈平11厚令39第44条〉準用 (平12老企43第4の12の(1))	・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食(菜)の記録 ・業者委託の場合契約書 ・検食に関する記録・食事せん ・入所者の入退所簿冊 ・食料品消費日計 ・入所者年齢構成表 ・食品構成表
○	○		(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。 また、病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けているか。 ・週・旬又は月間予定献立表は事前に作成されているか。 ・予定を変更した場合、実施献立表を作成し速やかに施設長の決裁を受けているか。 ・食事は栄養的に十分配慮すると同時に、変化に富み、季節に応じた内容、適温適食、調理方法に工夫等をしているか。	適		否	・給食指針	・平24条例97第50条 〈平11厚令39第44条〉準用 (平12老企43第4の12の(2))	・予定実施献立表
○	○		(3) 食事時間は適切なものとし、特に夕食時間については午後6時以降が望ましいが早くても午後5時以降となっているか。 ・適温給食について、配慮しているか。 ・入所者がくつろいで食事ができるよう配慮がなされているか。	適		否	・給食指針	・平24条例97第19条 〈平11厚令39第14条〉 ・平12老企43第4の12(3)	・給食日誌 ・実施献立表 ・就業規則 ・入所者日課表(食事時刻が記載されている)
○	○		(4) 食事の提供に関する業務は指定介護老人福祉施設自らが行うことが望ましいが、食事サービスの質が確保される場合であって、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、施設自らが行うなど、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし	適		否	・給食指針	・平24条例97第19条 〈平11厚令39第14条〉 ・平12老企43第4の12(4)	

		得るような体制と契約内容になっているか。						
○	○	(5) 調理業務委託は適切な取扱いがされているか。 ・事前協議が行われているか。(新たに委託を行う場合) ・委託契約どおりの業務が行われているか。 具体的な確認方法 []	適		否			
○	○	(6) 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室 関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。 ・咀嚼能力、健康状態等に合わせた調理になっているか。 (一般食、きざみ食、ミキサー食または栄養補給食等) ・食事のための自助具等の活用がなされているか。 ・食器類の材質、種類に配慮がなされているか。	適		否	・給食指針	・平24条例97第19条 〈平11厚令39第14条〉 ・平12老企43第4の12(5)	・入所者個人表(A D Lなど食事に係る能力が記録されているもの。) ・給食日誌
○	○	(7) 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。	適		否	・給食指針	・平24条例97第19条 〈平11厚令39第14条〉 ・平12老企43第4の12(6)	
○	○	(8) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設であって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議(給食運営会議)を定期的に開催し、検討が加えられているか。	適		否	・給食指針	・平24条例97第19条 〈平11厚令39第14条〉 ・平12老企43第4の12(7)	・会議録
○		(9) エネルギー及び給与栄養量の目標を設定しているか。 設定年月日 [平成 年 月 日] ・食事摂取基準、身体活動レベル、身体状況等を考慮しているか。	適		否	・給食指針		・給与栄養目標量算定表
○		(10) 給与栄養目標量を考慮した食糧構成基準を作成しているか。 また、作成した食糧構成基準を献立作成の基礎としているか。 ・四季、地域食糧事情、施設専用荷重平均成分表を考慮しているか。 ・特別治療食食事箋を考慮しているか。 ・給与栄養量については、1か月程度の給与栄養量の目標を満たすよう努めること。	適		否	・給食指針		・推定エネルギー必要量算定表 ・食糧構成基準算定表 ・施設専用食品群別荷重平均成分表 ・給与栄養量算定表
○		(11) 給与食糧構成と食糧構成基準との比較検討を行っているか。 ・給与食糧構成表及び給与栄養量表が作成されているか。 ・食糧構成基準と給与食糧構成表が対比されているか。また、1人1日	適		否	・給食指針		・食糧構成基準算定表 ・給与食糧構成表 ・給与栄養量算定表

		あたりの食品別給与量を確認し食品構成と比較し、提供した食事の評価を行い、必要に応じ給与栄養量を調整するよう努めているか。					<ul style="list-style-type: none"> ・月間給与食糧構成 ・給与栄養量算定表 ・年間給与食糧構成 ・給与栄養量算定表
○		<ul style="list-style-type: none"> ・入所者等の個々の摂取量や身体状況等、対象者の栄養状態を的確に把握し、食事計画に反映させているか。 	適	否	・給食指針		<ul style="list-style-type: none"> ・嗜好調査結果記録 ・残食調査結果記録 ・給食日誌 ・給食会議記録 ・予定献立表
○		(12) 嗜好調査、残食調査及び検食を実施（記録）し、食事に対する入所者の評価を献立に反映し、食事のメニューを工夫しているか。 献立への反映、食事のメニューの工夫の例	適	否	・給食指針		<ul style="list-style-type: none"> ・嗜好調査結果記録 ・残食調査結果記録 ・給食日誌 ・給食会議記録 ・予定献立表
○		(13) 検食を実施しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・朝、昼、夕食の各食について原則として食事前に実施しているか。 ・各食について、1人としているか。 ・施設長を始め、各職種の者が交替で行っているか。 ・記録（検食者氏名、時刻、所見等）を整備しているか。 （様式は献立表の記載欄又は施設で定めるもので可） 	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58.9.14療第94号医務局国立病院課長・国立療養所課長連名通知 ・給食指針 ・国通知20.3.7老計発0307001 	<ul style="list-style-type: none"> ・検食当番表 ・検食記録 ・給食日誌（食数が記載されている） 	
○		(14) 給食材料の購入は、発注書により行われているか。 また、納品書と発注書の照合を行っているか。	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・給食指針 ・昭和41年7月27日児発第470号厚生省児童家庭局長通知 		<ul style="list-style-type: none"> ・発注書 ・納品書
○		(15) 職員給食費については、根拠を定めて行っているか。 （職員等給食単価＝入所者食費目標単価×120／100）	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年9月3日民総第1946号北海道民生部総務課長通知 （職員等給食単価＝入所者食費目標単価×120／100） ・平成27年1月5日施運第750号施設運営指導課長通知 		<ul style="list-style-type: none"> ・職員給食単価設定関係の決定書等 ・職員給食実施記録 ・給食日誌
○	○	15 相談及び援助 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 ・常に入所者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行	適	否	・道特養運基第40条	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用（第20条） 〈平11厚令39第49条準用（第15条）〉〉 準用（平12老企43第4の13） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・入所者に関する記録 ・相談簿等

			い得る体制をとっているか。							
○	○	16	社会生活上の便宜の提供等	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	適	否	否 全<無	・道特養運基第40条	・平24条例97第51条第1項 〈平11厚令39第45条第1項〉	・事業計画 ・行事予定表
○	○			(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 特に金銭にかかるものについては書面等を持って事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。 ・郵便、証明書等の交付申請手続等、必要に応じた代行を原則としてその都度同意を得ているか。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。	適	否	否 全<無	・道特養運基第40条	・平24条例97第51条第2項 〈平11厚令39第45条第2項〉 準用（平12老企43第4の14の(2)）	・生活日誌、指導日誌 ・家族への連絡簿等 ・設備台帳等 ・事業計画（報告）書等 ・代行取扱の要領 ・同意に関する記録 ・確認を得た文書 ・入所者に関する記録 ・面会記録 ・園だより
○	○			(3) ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 ・入所者の身体状況の変化等について、家族への情報提供等を行っているか。 ・家族復帰が期待できる入所者について、市町村及び家族との連携を図る等適切に対応しているか。 ・家族との交流の機会を設けているか。 ・長期にわたって家族の面会がない場合、家族への働きかけを行っているか。 ・面会場所、時間の設定は適切か。	適		否	・道特養運基第40条	・平24条例97第51条第3項 〈平11厚令39第45条第3項〉 準用（平12老企43第4の14(3)）	
○	○			(4) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。 ・入居者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買い物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など入居者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。 ・外出・外泊簿を整備し、記録しているか。	適	否		・道特養運基第40条	・平24条例97第51条第4項 〈平11厚令39第45条第4項〉 準用（平12老企43第4の14の(4)）	・外出・外泊簿

○	○	(帰園状況の確認は行われているか。)	適	否	否 未実施	・施設最低基準		・事業計画 ・行事予定表 ・処遇日誌、生活日誌等																	
		<p>(5) 入所者のクラブ活動及び余暇活動等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者が積極的に参加できるよう工夫しているか。 ・参加を強制していないか。 ・身体状況が考慮されているか。 <p>クラブ活動等の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラブ・サークル名</th> <th>1回あたり 平均参加人数</th> <th>担当者職氏名</th> <th>開催状況</th> <th>記載の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>月 回</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>月 回</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>月 回</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>月 回</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>							クラブ・サークル名	1回あたり 平均参加人数	担当者職氏名	開催状況	記載の有無		人		月 回	有・無		人		月 回	有・無		人
クラブ・サークル名	1回あたり 平均参加人数	担当者職氏名	開催状況	記載の有無																					
	人		月 回	有・無																					
	人		月 回	有・無																					
	人		月 回	有・無																					
	人		月 回	有・無																					
○	○	17 機能訓練	適		否	・道特養運基第43条準用 (第21条)	・平24条例97第55条準用 (第22条) 〈平11厚令39第49条準用(第17条)〉	・訓練に関する計画 ・訓練に関する日誌																	
○	○	<p>(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための 訓練を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能回復訓練の方針 [有・無] ・機能回復訓練の実施 [有・無] ・機能回復訓練の計画 [有・無] ・個別リハビリ計画 [有・無] ・機能回復訓練の記録 [有・無] ・個別リハビリの記録 [有・無] <p>(2) 機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しているか。</p>							・道特養運基第43条準用 (第21条)	・準用(平12老企43第4の15)															

		<ul style="list-style-type: none"> 退院予定時期について入院先の主治医に確認等しているか。 退院が早まり、ベッドの確保が間に合わないなど、やむを得ない場合を除くが、この場合にもベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。 							・運営規程
○	○	(2) 入居者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業所等に利用しても差し支えないが、当該入居者が退院する際に円滑に再入居できるよう、計画的に行っているか。	適	否 軽微	否	・道特養運基第43条準用(第23条) ・特養運通第4の10	・準用(平12老企43第4の17の(4))		
○		20 入所者に関する市町村への通知	適		否		・平24条例97第55条準用(第25条) 〈平11厚令39第49条準用(第20条)〉		・市町村に送付した通知に係る記録
○	○	21 緊急時等の対応	適	否	否 不明確	・道特養運基第43条準用(第23条の2)	・平24条例97第55条準用(第25条の2) 〈平11厚令39第49条準用(第20条の2)〉 ・準用(平12老企43第4の19)		・運営規程 ・連絡体制に関する書類
○	○	21 管理者の責務	適	否	否 不明確	・道特養運基第43条準用(第24条)	・平24条例97第55条準用(第27条第1項) 〈平11厚令39第49条準用(第22条第1項)〉		・組織図、運営規程 ・職務分担表 ・業務分担表(事務分掌) ・業務報告書、業務日誌等
○	○		適		否	・道特養運基第43条準用(第24条)	・平24条例97第55条準用(第27条第2項) 〈平11厚令39第49条準用(第22条第2項)〉		・会議記録等
○		22 計画担当介護支援専	適		否		・平24条例97第55条準用(第28条)		
		計画担当介護支援専門員は、「第4-12施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。							

	<p>門員の責務</p> <p>① 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>③ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うこと。</p> <p>④ 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>⑤ 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>⑥ 条例第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>⑦ 条例第41条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p>					<p>・平25道規則7第14条準用(第8条)</p> <p>〈平11厚令39第49条準用(第22条の2)〉</p>	
○ ○	<p>23 運営規程</p> <p>ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針 [有・無]</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容 [有・無]</p> <p>③ 入居定員 [有・無]</p> <p>④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員 [有・無]</p> <p>⑤ 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 [有・無]</p> <p>⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 [有・無]</p> <p>⑦ 緊急時等における対応方法 [有・無]</p> <p>⑧ 非常災害対策 [有・無]</p> <p>⑨ その他施設の運営に関する重要事項 [有・無]</p> <p>なお、⑨の重要事項として、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p> <p>・ ①～⑧の内容は適正か。</p>	適	否	否 未作成	<p>・道特養運基第35条</p> <p>・特養運通第1の6</p> <p>・特養運通第5の3</p>	<p>・平24条例97第52条</p> <p>〈平11厚令39第46条〉</p> <p>・準用(平12老企43第4の2の(5))</p>	<p>・管理規程(運営規程)</p> <p>・指定申請、変更届(写)</p>

○	○	24 勤務体制の確保等	<p>(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という。）を各施設に2名以上配置する（ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜勤職員の休憩が同時となっていないか。 ・ 引継ができる勤務体制となっているか。 	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第41条 ・ 特養通運第5の9 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第53条第1項 〈平11厚令39第47条第1項〉 ・ 平12老企43第5の10の(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則 ・ 運営規程 ・ 勤務表 ・ 業務委託契約書 ・ 研修受講修了証明書 ・ 研修計画・出張命令 ・ 研修会資料 ・ 勤務時間が確認できる書類 ・ 賃金台帳
○	○		<p>(2) ユニット型指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第41条 ・ 特養通運第5の9 ・ 特養運通第4の11 	準用（平12老企43第4の23の(1)）	
○	○		<p>(3) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行っているか。</p> <p>① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第41条 ・ 道特養運則第9条 ・ 特養運通第4の11 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第53条第2項 ・ 平25道規則7第13条 〈平11厚令39第47条第2項〉 	
○	○		<p>(4) ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しているか。（ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 国通知H13.7.23「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」 ・ 施設最低基準（勤務体制の確保） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第53条第3項 〈平11厚令39第47条第3項〉 	

○	○	(調理、洗濯、清掃、その他)																																																																													
		<p>(5) ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修機関が実施する研修や施設内の研修に参加させているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">回数</th> <th colspan="8">参加延人数</th> <th rowspan="2">録有 記の無</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>施設 管理者</th> <th>相 談員</th> <th>支 援員</th> <th>介 護 職 員</th> <th>栄 養 士</th> <th>調 理 員</th> <th>事 務</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道社協主催</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全社協主催</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設見学</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国保連主催</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設内研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[新任研修の実施 有・無]</p>	種別	回数	参加延人数								録有 記の無	総数	施設 管理者	相 談員	支 援員	介 護 職 員	栄 養 士	調 理 員	事 務	そ の 他	道社協主催											全社協主催											施設見学											国保連主催											施設内研修											適	否
種別	回数	参加延人数								録有 記の無																																																																					
		総数	施設 管理者	相 談員	支 援員	介 護 職 員	栄 養 士	調 理 員	事 務		そ の 他																																																																				
道社協主催																																																																															
全社協主催																																																																															
施設見学																																																																															
国保連主催																																																																															
施設内研修																																																																															
○	(諸規程)	<p>(6) 諸規程を作成しているか。 また、制定及び改正の都度、理事会の承認を得ているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>直近施行年月日</th> <th>理事会承認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業規則</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経理規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火管理規定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他必要と認められる規程</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	直近施行年月日	理事会承認	就業規則			給与規程			旅費規程			経理規程			防火管理規定			その他必要と認められる規程			適	否	否 未作成 未承認	<ul style="list-style-type: none"> 各種規程 理事会議事録 																																																				
区分	直近施行年月日	理事会承認																																																																													
就業規則																																																																															
給与規程																																																																															
旅費規程																																																																															
経理規程																																																																															
防火管理規定																																																																															
その他必要と認められる規程																																																																															
○	(労基法関係)	<p>(7) 労働基準法等関係法令通知等に則し、適正に行われているか。</p> <p>① 就業規則（給与・旅費規程を含む）労使協定の制定及び改正は、職員代表の意見を聴き、労基署に届出しているか。 直近の届出〔 年 月 日 〕 ※非常勤職員、臨時職員を含め常時10人以上の場合のみ</p> <p>② 就業規則（給与・旅費規程を含む）・労使協定は、職員に周知できているか。</p>	適	否	否	<ul style="list-style-type: none"> 労基法第89条、第90条 労基法第106条 	<ul style="list-style-type: none"> 届出書 																																																																								
○			適	否	否																																																																										

○		<ul style="list-style-type: none"> ・周知の時期 (新規採用時・規則改正時・その他()) ・周知の方法 (事業所に掲示・書面で交付・その他()) <p>③ 時間外及び休日の労働は、職員代表と書面による協定を締結し、労基署に届出しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書〔有・無〕 ・直近の届出〔年 月 日〕 ・有効期間〔年 月 日～年 月 日〕 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">57. 12. 21 労働省基準局 監督課</p> <p>1 国家公務員の適用について 国家公務員は人事院規則によって定められているので適用外。なお、現業職員は適用される。</p> <p>2 地方公務員の適用について 県・市町村職員は適用される。</p> <p>3 公立社会福祉施設の適用について 地方公共団体の長と労働組合との締結いかんにかかわらず、所管の施設において正規の時間を超えて労働させる場合は締結が必要。</p> </div>	適	否 協定締結予定	否	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第36条 ・第36条関係質疑応答 		<ul style="list-style-type: none"> ・時間外、休日労働に係る協定書 																
○		<p>④ 時間外及び休日労働に関する協定で定める限度時間は、厚生労働省告示の範囲内となっているか。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>限度時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間</td> <td>15時間</td> </tr> <tr> <td>2週間</td> <td>27時間</td> </tr> <tr> <td>4週間</td> <td>43時間</td> </tr> <tr> <td>1箇月</td> <td>45時間</td> </tr> <tr> <td>2箇月</td> <td>81時間</td> </tr> <tr> <td>3箇月</td> <td>120時間</td> </tr> <tr> <td>1年間</td> <td>360時間</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	限度時間	1週間	15時間	2週間	27時間	4週間	43時間	1箇月	45時間	2箇月	81時間	3箇月	120時間	1年間	360時間	適	否 協定変更予定	否	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第36条 ・労働基準1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成10年労働省告示第154号）別表第1（第3条関係） 		<ul style="list-style-type: none"> ・時間外、休日労働に係る協定書
期 間	限度時間																							
1週間	15時間																							
2週間	27時間																							
4週間	43時間																							
1箇月	45時間																							
2箇月	81時間																							
3箇月	120時間																							
1年間	360時間																							
○		<p>⑤ 宿日直勤務について、労基署の許可を受けているか。 また、宿日直勤務は許可条件のとおり行っているか。</p>	適	否 許可	否	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第41条 ・労基則第23条 		<ul style="list-style-type: none"> ・宿日直許可書 																

		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間勤務時間 [時 分～ 時 分] ・勤務人数 [人] <p>※ ユニット型特養については、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の職員配置</p>					
○		<p>(9) 夜間勤務者の拘束時間は17時間を超えていないか。 また、1ヵ月以上の長期病休者や産休者がいる場合等、代替職員を確保しているか。</p> <p>○ 病休者等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病休者・産休者 [人] ・ 代替職員の確保状況 	適	否	・夜間における勤務形態		<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・勤務割表 ・産休等代替職員任用通知書 ・出勤簿
○		<p>(10) レクリエーション及び健康管理増進のための事業実施等士気高揚策について、職員の福利厚生への配慮等がなされているか。</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第90条 ・「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(H19厚生労働省告示第289号) 		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表（勤務時間） ・賃金台帳
○	○	<p>25 定員の遵守</p> <p>ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p> <p>定員超過のやむを得ない事情：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害 ② 虐待 ③ 老人福祉法により市町村が行った措置による場合 ④ 入院者が当初予定より早期に再入所が可能となり、その時点で満床であった場合 <p>一時的・特例的な取扱であり速やかに超過を解消する必要がある。</p> <p>特例利用（指定短期入所生活介護事業所の空床を利用した指定介護福祉施設サービスの提供）がある場合は「平12老振77老健123」を参照</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第26条 ・道特養運則第8条第3項 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第54条 〈平11厚令39第48条〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設立許可書 ・入所者名簿 ・運営規程
○	○	<p>26 非常災害</p> <p>(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を</p>	適	否	・道特養運基第43条準用	・平24条例97第55条準用	・消防計画若しくは防

	対策	<p>立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、(1)の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域の特性等」には、施設の所在地域（沿岸地域か、山間地域など）、土砂災害等の危険の有無など、施設の立地環境を考慮。 <p>※ (1)、(2)別紙により詳細確認</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされているユニット型指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくともよいとされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p>				(第9条)	(第32条第1項) 〈平11厚令39第49条準用(第26条)〉	火管理規程 ・ 消防計画策定届出書(控) ・ 消防署の検査記録 ・ 訓練結果記録 ・ 非常時連絡網 ・ 防災計画等 ・ 防災に係る関係機関等との協定書等	
○	○		適		否	・ 道特養運基第43条準用(第9条)	・ 平24条例97第55条準用(第32条第2項) ・ 平25施運第1188号		
○	○	27 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適				・ 医薬品等管理簿 ・ 定期消毒の記録等	
○	○		(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。	適	否	否 未実施	・ 道特養運基第43条準用(第27条)	・ 平24条例97第55条準用(第33条第1項) 〈平11厚令39第49条準用(第27条第1項)〉	・ 衛生マニュアル ・ 食中毒防止等の研修記録等 ・ 保健所の指導の記録 ・ 受水槽の清掃記録等 ・ 飲用井戸等管理記録簿 ・ 水質検査結果記録
○	○		(3) 飲用井戸等を設置し、飲料水に使用している場合「社会福祉施設・保育施設等における飲用井戸等自主管理マニュアル」に基づき管理しているか。	適		否	・ 平成2年11月28日付社老第2001号北海道生活福祉部長通知 ・ 平成3年4月17日付衛施		
			(注) 上水道であっても、容量10㎡以下の受水槽に受けて給水する施設						

も該当。

項 目	実施	未実施	項 目	実施	未実施
管理体制の整備			水質検査		
施設構造及び 管理機材の整備			水質検査結果に 基づく汚染対策		
設備及び機材の 保守点検			記録の保存等		
保守点検に基づ く改善措置					

〔飲用井戸等の種類〕

- 飲用井戸：地下水を水源とする施設。
- 飲用河川水：河川水、湖沼水（伏流水を含む。）を水源とする施設。
- 飲用湧水：湧水を水源とする施設。
- 小規模受水槽水道：水道水の供給を容量10㎡以下の受水槽に受けて、給水する施設。
- 混合受水槽水道：水道水に地下水、河川水、湧水のいずれかを混合したものを受水槽に受けて、給水する施設。

第62号北海道保健環境部長
通知
・施設最低基準（飲用に
供する水の衛生管理）

○

(4) 保存食は適切に行われているか。

① -20℃以下で2週間以上保存しているか。

② 主食や汁物及び原材料等すべての給食物について一品50g以上を保存しているか。

適

否

否
未実施

・国通知 H12.5.12 老発
481号
・平成8年7月26日地福第
3178号環境衛生局長通知
・昭和47年11月6日環食第
516号北海道生活福祉部長
通知
・給食指針
・平成8年6月24日地福第
3132号北海道生活福祉部長
通知

・保存食（厨房で確認）
（厨房内には入らず、
配膳口などから室内を
見渡すこと。）

○

(5) 食品を衛生的に管理しているか。

① 冷蔵庫に食品以外の物や私物を入れないようにし、清潔が保たれているか。

② 前日に調理したものを供給していないか。

適

否

否

・給食指針
・国通知 H12.5.12 老発
481号
・各施設最低基準（衛生管
理上必要な措置）
※特養の場合は、自己点検
表の第4運営に関する基準

・納品書
・給食日誌

○		<p>(6) 給食関係者全員についての検便を毎月行っているか。</p> <p>① 記録を整備しているか。</p> <p>② 調理実習生（職業訓練を含む）についても行っているか。</p>	適	否	否 未実施	<p>13</p> <p>・昭和34年7月18日衛発第672号厚生省公衆衛生局長通知</p> <p>・給食指針</p> <p>・国通知 H12.5.12 老発481号</p> <p>・施設最低基準（衛生管理上必要な措置）</p>		<p>・職員健康診断記録</p> <p>・検便検査記録</p>						
○ ○		<p>(7) ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、道規則で定める措置を講じているか。</p> <p>① 当該ユニット型指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内感染対策委員会の開催状況 ・職員への周知方法 ・インフルエンザ対策 <p>② 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針作成年月日〔年 月 日〕 <p>③ 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <table border="1" data-bbox="450 1230 1077 1342"> <thead> <tr> <th>開催年月日</th> <th>出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>④ ①から③に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応</p>	開催年月日	出席者					適	否	否 未実施	<p>・各施設運営最低基準等</p> <p>・平成2年11月28日付社老第2001号北海道生活福祉部長通知</p> <p>・平成7年10月26日付地福第3240号北海道生活福祉部長通知</p> <p>・平成8年2月29日付地福第1297号北海道保健環境部長通知</p> <p>・平成8年8月1日付地福第3187号北海道生活福祉部長通知</p> <p>・平成8年8月9日付地福第3191号北海道生活福祉部長通知</p> <p>・平成11年12月2日付地福第1261号北海道保健福祉部長通知</p> <p>・平成8年8月20日付地福第3204号北海道生活福祉部長通知</p> <p>・平成8年9月19日付地福</p>	<p>・平24条例97第55条準用（第33条第2項）</p> <p>・平25道規則7第14条準用（第9条）</p> <p>〈平11厚令39第49条準用（第27条第2項）〉</p>	<p>・感染対策委員会等規定</p> <p>・感染対策委員会等議事録</p> <p>・看護日誌</p> <p>・施設消毒記録等</p> <p>・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>・委員会議事録</p> <p>・健康管理全体計画</p> <p>・行動計画</p> <p>・研修計画</p>
開催年月日	出席者													

					第3228号北海道生活福祉部長通知 ・平成8年10月3日付地福第3248号北海道生活福祉部長通知 ・平成9年1月21日付地福第3350号北海道生活福祉部長通知		
○	○		(8) ユニット型指定介護老人福祉施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適	否	・各施設運営最低基準等 ・平成2年11月28日付社老第2001号北海道生活福祉部長通知	・準用（平12老企43第4の25の(1)） ・準用（平12老企43第4の25の(2)）
○	○		(9) 腸管出血性大腸菌感染症、インフルエンザ様疾患、肺炎球菌感染症、レジオネラ症、A型肝炎、MRSA、結核、O-157、SRSV、疥癬等感染症等に対する予防対策や発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った予防対策が適切に行われているか。	適	否 軽微 不適切	・平成7年10月26日付地福第3240号北海道生活福祉部長通知 ・平成8年2月29日付地福第1297号北海道保健環境部長通知 ・平成8年8月1日付地福第3187号北海道生活福祉部長通知 ・平成8年8月9日付地福第3191号北海道生活福祉部長通知 ・平成11年12月2日付地福第1261号北海道保健福祉部長通知 ・平成8年8月20日付地福第3204号北海道生活福祉部長通知 ・平成8年9月19日付地福第3228号北海道生活福祉部長通知 ・平成8年10月3日付地福	(平12老企43第4の25の(3))
			① 食品の喫食にあたり洗浄や加熱を十分に行うよう注意しているか。	(適)	(否)		
			② 手洗いの洗浄は食品取扱時に限らず、患者のおむつ交換等の作業終了後についても手洗いの洗浄を徹底しているか。	(適)	(否)		
			③ 特にノロウイルスについては、調理器具等の殺菌は次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度200ppm）や熱湯（85度以上）で1分以上の加熱による殺菌を行っているか。	(適)	(否)		
			④ 患者の吐ぶつやふん便を処理する際には、それにより汚染された床や手袋などの感染源となるものについても殺菌の処理を行っているか。	(適)	(否)		
			⑤ 肺炎球菌ワクチンやインフルエンザワクチンの接種機会の確保に努めているか。	(適)	(否)		
			ア 肺炎球菌ワクチン （接種案内） ・家族等に案内をしている。				

		<ul style="list-style-type: none"> ・施設内に案内を掲示している。 ・その他（ ） (接種方法) <ul style="list-style-type: none"> ・診療室や委託医などにより施設内で接種している。 ・職員が同行して施設外の医療機関等で接種している。 ・家族等に対応を依頼している。 ・その他（ ） イ インフルエンザワクチン (接種案内) <ul style="list-style-type: none"> ・家族等に案内をしている。 ・施設内に案内を掲示している。 ・その他（ ） (接種方法) <ul style="list-style-type: none"> ・診療室や委託医などにより施設内で接種している。 ・職員が同行して施設外の医療機関等で接種している。 ・家族等に対応を依頼している。 ・その他（ ） 			第3248号北海道生活福祉部長通知 ・平成9年1月21日付地福第3350号北海道生活福祉部長通知								
○	○	(10) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適	否		・準用（平12老企43第4の25の(3)）							
○	○	28 協力病院等 (1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容は適切か。(夜間、休日の受入体制等) ○協力病院名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">診 療 科 目</th> <th style="width: 50%;">病 院 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	診 療 科 目	病 院 名					適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第43条準用(第28条) ・施設最低基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用(第34条第1項)〈平11厚令39第49条準用(第28条第1項)〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力病院決定関係書類 ・掲示物 ・契約書
診 療 科 目	病 院 名												
○	○	(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておこう努めているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力歯科医療機関 (有・無) 病院名：()	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第43条準用(第28条) ・施設最低基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用(第34条第2項)〈平11厚令39第49条準用(第28条第2項)〉 							
○		29 掲示 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利	適	否		<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用(第35条)〈平11厚令39第4 	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示物 						

		用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。					9条準用（第29条）		
○	○	30 秘密保持等	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ・ 秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば就労規則での規定、雇用時の取り決め、職員倫理研修の実施等を行っているか）。	適		否	・ 道特養運基第43条準用（第29条） ・ 施設最低基準	・ 平24条例97第55条準用（第36条第1項）〈平11厚令39第49条準用（第30条第1項）〉	・ 就業時の取り決め等の記録 ・ 入所者（家族）の同意書 ・ 実際に使用された文書等（会議資料等）
○	○		(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	適		否	・ 道特養運基第43条準用（第29条） ・ 施設最低基準	・ 平24条例97第55条準用（第36条第2項）〈平11厚令39第49条準用（第30条第2項）〉	
○			(3) ユニット型指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ているか。 ・ 入所者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。 ・ 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適		否		・ 平24条例97第55条準用（第36条第3項）〈平11厚令39第49条準用（第30条第3項）〉	
○		31 広告	ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ・ 広告の内容が運営規程等と整合しているか。	適		否		・ 平24条例97第55条準用（第37条）〈平11厚令39第49条準用（第31条）〉	・ パンフレット等 ・ ポスター等 ・ 広告 ・ 運営規程等
○		32 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該ユニット型指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適		否		・ 平24条例97第55条準用（第38条第1項）〈平11厚令39第49条準用（第32条第1項）〉	
○			(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該ユニット型指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適		否		・ 平24条例97第55条準用（第38条第2項）〈平11厚令39第49条準用（第32条第2項）〉	
○	○	33 苦情処理	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適		否	・ 国通知12.6.7障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉	・ 平24条例97第55条準用（第39条第1項）〈平11厚令39第49条準用（第33条第1項）〉準用（平12老企43第4	・ 苦情に関する記録 ・ 指導等に関する記録 ・ 運営規程 ・ 掲示物

		<p>具体的には、苦情受け付けのための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入居者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示するなどしているか。</p> <p>※苦情解決体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職・氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苦情受付担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三者委員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、入所者等に対する説明は適切か。</p>	区 分	職・氏名	苦情受付担当者		苦情解決責任者		第三者委員				<p>サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第43条準用（第30条） ・ 特養運通第5の10準用（第4の15） 	<p>の29の(1))</p>
区 分	職・氏名													
苦情受付担当者														
苦情解決責任者														
第三者委員														
○	○													
○	○	(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第43条準用（第30条） ・ 特養運通第5の10準用（第4の15） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第55条準用（第39条第2項）〈平11厚令39第49条準用（第33条第2項）〉 								
○	○	(3) ユニット型指定介護老人福祉施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であることの認識に立ち苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第43条準用（第30条） ・ 特養運通第5の10準用（第4の15） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準用（平12老企43第4の29の(2)） 								
○	○	(4) ユニット型指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第43条準用（第30条） ・ 特養運通第5の10準用（第4の15） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第55条準用（第39条第3項）〈平11厚令39第49条準用（第33条第3項）〉 								
○	○	(5) ユニット型指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第43条準用（第30条） ・ 特養運通第5の10準用（第4の15） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第55条準用（第39条第4項）〈平11厚令39第49条準用（第33条第4項）〉 								
○	○	(6) ユニット型指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道特養運基第43条準用（第30条） ・ 特養運通第5の10準用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平24条例97第55条準用（第39条第5項）〈平11厚令39第49条準用（第33条第5 								

		<p>険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>			(第4の15)	項))		
○	○	(7) ユニット型指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適		否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第43条準用(第30条) ・特養運通第5の10準用(第4の15) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用(第39条第6項)〈平11厚令39第49条準用(第33条第6項)〉 	
○	○	34 地域との連携等						
		(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携、協力等により地域との交流を図っているか。	適		否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第43条準用(第31条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用(第40条第1項)〈平11厚令39第49条準用(第34条第1項)〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・行事予定表 ・地域交流に関する記録
○	○	(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適		否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第43条準用(第31条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用(第40条第2項)〈平11厚令39第49条準用(第34条第2項)〉 	
○	○	35 事故発生の防止及び発生時の対応						
		(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じているか。 ① 事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催すること。 ④ 従業者に対し、事故発生防止のための研修を定期的に行うこと。	適		否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第43条準用(第32条) ・道特養運則第10条準用(第7条) ・特養運通第5の10準用(第4の17) ・道通知21.4.1施運6 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用(第41条第1項) ・平25道規則第14条準用(第10条)〈平11厚令39第49条準用(第35条第1項)〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書 ・委員会議事録 ・研修計画及び記録 ・事故対応マニュアル ・ヒヤリハット報告書
○	○	(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関し事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適		否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第43条準用(第32条) ・道特養運則第10条準用(第7条) ・特養運通第5の10準用(第4の17) ・道通知21.4.1施運6 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用(第41条第2項)〈平11厚令39第49条準用(第35条第2項)〉 	
○	○	(3) (2)の事故が入所者の死亡事故その他重大な事故であるときは、ユニット型指定介護老人福祉施設は、速やかに道に報告しているか。 ※ 重大な事故とは、利用者の死亡事故、虐待(不適切処遇(疑)含む)、失踪・行方不明(捜索願を出したものの)、火災事故、不法行為等をいい、	適		否	<ul style="list-style-type: none"> ・道特養運基第43条準用(第32条) ・道特養運則第10条準用(第7条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平24条例97第55条準用(第41条第3項) ・平25施運第1188号 	

		サービス提供中の事故については、送迎・通院等を含み、事業者の過失の有無を問わない。				・特養運通第5の10準用(第4の17) ・道通知21.4.1施運6		
○	○	(4) ユニット型指定介護老人福祉施設は、(2)、(3)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適		否	・道特養運基第43条準用(第32条) ・道特養運則第10条準用(第7条) ・特養運通第5の10準用(第4の17)	・平24条例97第55条準用(第41条第4項)〈平11厚令39第49条準用(第35条第3項)〉	
○	○	(5) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適		否	・道特養運基第43条準用(第32条) ・道特養運則第10条準用(第7条) ・特養運通第5の10準用(第4の17)	・平24条例97第55条準用(第41条第5項)〈平11厚令39第49条準用(第35条第4項)〉	
○	○	(6) ユニット型指定介護老人福祉施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適		否	・道特養運基第43条準用(第32条) ・道特養運則第10条準用(第7条) ・特養運通第5の10準用(第4の17)	・準用(平12老企43第4の31)	
○	○	36 会計の区分	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか	適		否	・平24条例97第55条準用(第11厚令39第49条準用(第36条))	・会計関係書類
○	○	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適		否		・平13老振18	
○	○	37 記録の整備	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適		否	・道特養運基第43条準用(第10条))	・従業者に関する名簿 ・履歴書等 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類
○	○	(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(当該入居者の退所の日をいう。)から2年間保存しているか。 ① 施設サービス計画	適	否	否	・道特養運基第43条準用(第10条))	・平24条例97第55条準用(第42条第2項)〈平11厚令39第49条準用(第37条第2項)〉	・施設サービス計画書 ・提供した介護福祉施設サービスに係る記録

		<p>② 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 条例第25条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 条例第39条第2項において準用する第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 条例第41条第4項において準用する第35条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録 												
○	38 社会福祉施設の運営 (施設の管理)	<p>(1) 設置者は、老人福祉法施行規則第4条にいう以下の事項に変更があるときは、あらかじめ、届出を行っているか。</p> <p>① 施設の名称及び所在地</p> <p>② 土地又は建物に係る権利関係</p> <p>③ 建物の規模及び構造並びに設備の概要</p> <p>④ 施設の運営の方針</p> <p>⑤ 職員の定数及び職務の内容</p> <p>⑥ 事業開始の予定年月日</p> <p>・社会福祉事業変更届、老人ホーム事業変更届等年 月日 [年 月 日] [内容]</p> <p>・消防署への届出年月日 [年 月 日] [内容]</p>	適	否 改善 見込有	否	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉法第63条 ・老福法第15条の2 ・消防法第7条 		<ul style="list-style-type: none"> ・定款（法人） ・財産目録（法人） ・事業変更届 												
○	(人事管理)	<p>(2) 辞令交付簿（発令簿）を作成し、人事管理行っているか。</p> <p>① 施設職員が法人の業務を兼務している場合、理事長から兼務発令を行っているか。</p> <p>業務発令の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>発令内容</th> <th>発令年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	氏名	発令内容	発令年月日										適	否	否			<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付簿 ・事務分掌（事務分担当表） ・福祉サービス評価基準 ・業務マニュアル
氏名	発令内容	発令年月日																		

② 栄養士等給食に関する専門知識を有する正職員を給食責任者に発令しているか。

発令の内容

職	氏名	発令年月日

③ 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。

・道通知23.4.1施運16

○ (給与等支給の状況)

(3) 給与規程には、給料表、初任給格付基準、級別格付基準表、級別資格基準、経験年数換算表及び各種手当の支給に関する規定を定めているか。

給与規程の整備状況

区分	有	無	区分	有	無
給料表			寒冷地手当		
初任給各付基準			特殊業務手当		
級別各付基準表			扶養手当		
級別資格基準表			通勤手当		
経験年数換算表			住宅手当		
期末勤勉手当					

○ 福祉職俸給表を適用しているか。(確認のみ)

適

否

○

(適) (否)

(4) 給与規程等に基づき適切な取扱いが行われているか。

① 給与規程に基づき定期昇給及び昇格を行っているか。

また、定期昇給以外に特別の昇給を行っている場合、その理由を決定書により明確にしているか。

・ 定期初給
〔毎年実施・その他(年に 回)〕

適

否

○

・社会福祉法第90条
・「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」
(H19 厚生労働省告示第289号)

・給与規程
・給与台帳

・給与規程
・給与台帳
・辞令簿
・昇給、昇格に係る決定書
・理事会議事録
・職員名簿
・各種手当認定決定書

		<ul style="list-style-type: none"> イ又はウの場合、その給料表を適用している理由 () 					
	○	⑦ 職員の勤務実態と出勤簿、給与台帳、源泉徴収票、退職共済加入者名簿等関係書類は一致しているか。	適		否		
	○	⑧ 旅費は旅費規程に基づき支給しているか。 いない場合、その内容及び理由 ()	適		否		
	○	(職員の健康管理の状況)					
	○	(5) 職員の健康診断を実施しているか。	適		否	・労働安全衛生法第66条	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断書 健康診断個人票
	○	① 採用時に健康診断を実施しているか。	適		否	・労衛則第43条	
	○	② 健康診断は、毎年定期的実施しているか。 また、未受診者はいないか。 実施年月日 ○〔 年 月 日 未受診者 名〕 ○〔 年 月 日 未受診者 名〕	適		否	・労衛則第44条	
	○	③ 健康診断は、労働安全衛生規則第44条に基づき、関係検査項目を全て実施しているか。 未実施検査項目 ()	適	否			
		<ul style="list-style-type: none"> 検査項目 ①既往歴、業務歴の調査 ②自覚症状、他覚症状有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力、聴力の検査 ④胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血の検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査 <p>なお、上記検査項目のうち、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。</p>					

検査項目	省略することのできる者
③のうち身長	・20歳以上の者 ・40歳未満の者(35歳を除く)
③のうち腹囲	・妊娠中の女性その他の者であって、腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ・BMIが20未満である者 ・BMIが22未満であり、自らの腹囲測定し、その値を申告した者
⑥⑦⑧⑨⑩	・40歳未満の者(35歳を除く)

○	<p>④ 深夜業を含む業務に常時従事する職員（例介護職員等）について、6カ月毎に健康診断を実施しているか。 〔対象施設〕・夜勤体制に移行している施設 ※ 上記のうち④については、年1回行えばよい。 ⑥⑦⑧⑨⑩については、前回受診しているときは、医師が不要と認めれば省略できる。</p>	適	否	・労衛則第45条	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断書 ・健康診断個人票 ・健康診断個人票 ・衛生管理者設置届 ・腰痛に関する健康診断個人票
○	<p>⑤ 健康診断の結果は、健康診断個人票に記録しているか。 また、健康診断個人票は、5年間以上保存しているか。</p>	適	否	・労衛則第51条	
○	<p>⑥ 労働安全衛生法第18条に基づき衛生委員会を設置しているか。（常時50人以上の職員を雇用している場合）</p>	適	否	・労衛法第12条、第13条	
○	<p>⑦ 腰痛に関する健康診断を6カ月以内毎に実施しているか。</p>	適	否	・国通知 H25.10.10 「社会福祉施設における腰痛予防対策について」	
○	<p>⑧ 腰痛に関する健康診断は、通知に基づき検査項目を全て実施しているか。 また、健康診断の結果は、腰痛に関する健康診断個人票に記録の上、保存しているか。 ※ 一般的に、業務の内容から「特養」における介護職員については、腰痛健康診断の実施対象とされるべきであるが、その他の施設であっても、職場の業務実態によっては腰痛の発症も考えられるので留意すること。</p>	適	否	・道通知7.4.14地福3032	
○	<p>⑨ 腰痛に関する健康診断の結果、医師の指示があった場合、措置を行っているか。 主な措置内容</p>	適	否	・道通知7.4.14地福3032	

	() (例) 作業の軽減、作業の転換																													
○ 39	サテライト型居住施設	(1) サテライト型居住施設の入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えているか。	適	否	・道特養運基第45条第4項、第51条第4項、附則第6条 ・道特養運則第11条第5項、第14条第6項	<ul style="list-style-type: none"> ・保管薬品台帳 ・給食会議記録 ・職員会議記録 ・組織図 ・業務分担表（事務分掌） 																								
○		(2) サテライト型居住施設の調理について、本体施設の調理室で調理する場合の運搬手段については、衛生上適切な措置を講じているか。	適	否																										
○		(3) 本体施設とサテライト型居住施設が密接な連携が図られるよう、管理指導及び命令系統等が確立されているか。	適	否																										
○ 40	福祉サービス第三者評価	福祉サービス第三者評価機関による福祉サービス評価の受審（予定）について (1) 受審しているか。 受審日 平成 年 月 日受審 (2) 受審予定はあるか。 受審予定時期 平成 年 月 日頃 (3) 検討の有無 ① 検討中 ② 今後検討する ③ 受審できない又は受審予定なし 受審できない理由 ()	適	否	・社会福祉法第78条 ※福祉サービス第三者評価の受審は、措置費（運営費）の弾力運用の適用要件の1つになっている。 ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（H16. 3. 12厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・結果報告書 ・実施記録簿 																								
○ 41	過去の指導監査における指摘事項	<p>前回指導監査指摘事項の改善状況</p> <p>(1) 老人福祉法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改善を要する事項</th> <th>文書指導</th> <th>口頭指導</th> <th>改善状況(道への報告内容)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 文書指導及び口頭指導のいずれかに● 【指導監査実施年月日 平成 年 月 日】 【改善状況報告年月日 平成 年 月 日】</p>	改善を要する事項	文書指導	口頭指導	改善状況(道への報告内容)																								
改善を要する事項	文書指導	口頭指導	改善状況(道への報告内容)																											

○

(2)介護保険法

改善を要する事項	改善状況(道への報告内容)

【実地指導実施年月日 平成 年 月 日】

【改善状況報告年月日 平成 年 月 日】

■別紙（非常災害対策）

確認項目	確認事項		根拠法令		関係書類																																																						
			最低基準	指定基準																																																							
1 消防計画	消防計画を策定し、消防署に届出を行っているか。 届出年月日（ 年 月 日）	適・否	消防法施行規則第3条	消防法施行規則第3条	・消防計画策定届出書 ・消防計画																																																						
2 消防設備等	消防法に基づく必要な消防用設備等が設置され、これらの設備について専門業者により定期的な点検は行われているか。 【消防設備等の設置の状況】	適・否	消防法第8条 消防令第10条、12条、21条、23条 消防法第17条	平24条例97第6条第1項 （平11厚令39第3条） 平12老企第43号第3の3	・消防用設備等検査証等 ・消防用設備等に点検結果報告書																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>設置義務</th> <th>設置</th> <th>法定点検結果等</th> <th>未設置設備の整備状況、点検不良箇所の改善状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動火災報知器</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漏電火災警報器</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常通報装置</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常警報器具 又は非常警報装置</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難器具</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誘導灯及び誘導標識</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					設備	設置義務	設置	法定点検結果等	未設置設備の整備状況、点検不良箇所の改善状況	消火器具	有・無	有・無	良・不良・未実施		屋内消火栓設備	有・無	有・無	良・不良・未実施		スプリンクラー設備	有・無	有・無	良・不良・未実施		自動火災報知器	有・無	有・無	良・不良・未実施		漏電火災警報器	有・無	有・無	良・不良・未実施		非常通報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施		非常警報器具 又は非常警報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施		避難器具	有・無	有・無	良・不良・未実施		誘導灯及び誘導標識	有・無	有・無	良・不良・未実施		適・否			
	設備					設置義務	設置	法定点検結果等	未設置設備の整備状況、点検不良箇所の改善状況																																																		
	消火器具					有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
	屋内消火栓設備					有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
	スプリンクラー設備					有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
	自動火災報知器					有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
	漏電火災警報器					有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
	非常通報装置					有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
	非常警報器具 又は非常警報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																							
避難器具	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																								
誘導灯及び誘導標識	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																								
3 非常口の確保	非常口、避難器具等の付近に障害物を置いていないか。	適・否	国通知 61.8.29 社施 91 道通知 5.1.25 社老 1874 道通知 5.3.31 社老 2433	道通知 5.1.25 社老 1874																																																							
4 地域住民等との協力	緊急時における近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか。 (1) 協力体制の内容 () (2) うち自然災害に係る協力体制の内容 ()	適・否	施設最低基準 国通知 62.9.18 社施 107 道通知 23.8.11 施運 682	H21.8.13 施運 371号																																																							
5 防火管理者	防火管理者は、当該施設の管理的立場にある職員が任命され、届出が行われているか。 (1) 防火管理者（職・氏名） (2) 届出年月日（ 年 月 日）	適・否	消防法第8条 消防法施行規則第4条	消防法第8条 消防法施行規則第4条	・防火管理者選任届出書（控）																																																						
6 消防署立入検査	消防署の直近の立入検査によって指摘された事項を改善しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査年月日</th> <th>指摘事項</th> <th>改善内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査年月日	指摘事項	改善内容							適・否	道通知 5.3.31 社老 2433	道通知 5.3.31 社老 2433	・立入検査結果通知書 ・改善についての回答書																																													
検査年月日	指摘事項	改善内容																																																									

7 計画の策定状況

非常災害対策計画の策定状況
・地域特性を考慮した計画を策定しているか。

具体的な計画の策定状況			施設等が所在する立地条件	
	災害種別	対応の有無	立地条件	該当の有無
全ての施設等で策定が必要	火災	有 無		
	地震	有 無		
施設等の地理的条件により策定が必要	風水害	有 無	洪水浸水想定区域（水防法）	有 無
			雨水出水浸水想定区域（水防法）	有 無
			高潮浸水想定区域（水防法）	有 無
	土砂災害	有 無	土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）	有 無
			土砂災害危険箇所	有 無
			山地災害危険地区	有 無
			津波災害	有 無
火山災害	有 無	火山災害警戒地域（活動火山対策特別措置法）	有 無	
その他 ()	有 無	その他 ()	有 無	

【参考】

非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目（例）

	具体的な項目	内 容	有 無
1	立地条件	①施設等の立地条件	有 無
		②周辺地区の過去の災害発生状況	有 無
		③災害の発生予測	有 無
2	構造・設備	①建物の構造確認	有 無
		②施設等の設備の確認	有 無
3	情報の入手方法	①情報の入手方法（テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等）	有 無
4	災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	有 無
		②緊急連絡先の体制整備（自治体、消防、警察、医療機関、家族等）	有 無
		③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	有 無
5	避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	有 無
		②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法（通所系事業所の場合）	有 無
6	避難場所	①市町村指定避難場所の確認	有 無
		②施設内の安全スペースの確認	有 無
		③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	有 無
		④送迎時等の避難場所の選定	有 無

適・否

施設最低基準
施設最低基準運用通知
道通知 7.5.8 地福 3058
道通知 48.5.24 民総 898
道通知 23.8.11 施運 682
道特養運基第 43 条準用（第 9 条）

平 24 条例 97 第 32 条第 1 項
（平 11 厚令 39 第 26 条）
平 12 老企第 43 号第 4 の 24

- ・消防計画
- ・防災計画等
- ・防火管理規定
- ・マニュアル等

		具体的な項目		検 討 内 容		検 討 の 有 無					
		7	避難経路	①避難経路の複数選定	有	無					
				②送迎時等の避難経路の設定	有	無					
				③避難経路図等の作成	有	無					
				④所要時間	有	無					
		8	避難方法	①利用者ごとの避難方法(車いす、杖、ストレッチャー)	有	無					
				②冬期間の避難方法	有	無					
		9	災害時の人員体制 指揮系統	①避難に必要な職員数	有	無					
				②役割分担	有	無					
				③指揮系統の明確化(中・夜間)	有	無					
				④職員の参集基準(日中・夜間)	有	無					
		10	停電・断水時の対応 (※訪問・通所は必須でない)	①停電を想定した対策を検討していますか	有	無					
				②断水を想定した対策を検討していますか	有	無					
		11	関係機関との連携	①関係機関(市町村、警察、消防等)との連携体制の整備	有	無					
				②地元自治会との連携体制の整備	有	無					
		12	避難・救出、その他 必要な訓練	①定期的な避難・救出訓練の実施	有	無					
				②夜間又は夜間を想定した訓練の実施	有	無					
				③防災教育の実施	有	無					
		13	その他	①備蓄品リストの作成	有	無					
				②利用者情報の整理	有	無					
8	組織体制 の整備	自然災害発生時の避難体制(避難場所、避難経路等)、職員の役割分担、緊急連絡体制について明確にし、職員・利用者に周知底 されているか。				適	否	施設最低基準 国通知 61.8.29 社施 91 道通知 23.8.11 施運 682	平 24 条例 97 第 32 条第 1 項 (平 11 厚令 39 第 26 条) 道通知 23.8.11 施運 682	・非常時連絡網	
		避難場所 ()		役割分担の有無	有	無					
		避難経路 ()		動員計画の有無	有	無					
		避難方法(用具)()		夜間の避難誘導体制	有	無					
		職員・利用者への周知方法 ()									
9	緊急連絡 体	火災を含め自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。				適	否	施設最低基準 道通知 7.5.8 地福 3058 道通知 48.5.24 民総 898 道通知 23.8.11 施運 682 道特養運基第 43 条準用(第 9 条)	平 24 条例 97 第 32 条第 1 項 (平 11 厚令 39 第 26 条) 平 12 老企第 43 号第 4 の 24 H5.1.25 社老 1874 号 H21.8.13 施運 371 号	・連絡体制表 ・防災に係る関 係機関等との協 定書等	
		① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を 図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか		(いる) (いない)							
		② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されてい るか		(いる) (いない)							
		③ 自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか		(いる) (いない)							
10	防災教育 の実施	職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害対策の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施し ているか。 ・具体例				適	否	道通知 5.1.25 社老 1874 道通知 23.8.11 施運 682	S55.1.16 社援 5 号 H7.5.8 地福 3058 号 道通知 23.8.11 施運 682	・職員研修記録 等	

(

)

11 避難訓練

消防計画に基づく避難計画及び消火訓練は、適切に行っているか。

[直近1年間の避難訓練の状況] ※実施年月日及び対応した災害等に○を記載

	実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要				夜間・夜間想定実施の有無	消防機関協力の有無
		火災	地震	風水害	津波	火山	土砂	その他		
1	年 月 日									
2										
3										
4										

・訓練未実施の場合、その理由

(

)

適・否

消防則第3条第10、11項
 (避難訓練及び消火訓練は年2回以上)
 施設最低基準
 施設最低基準運用通知
 道通知 5.3.31 社老第 2433
 道通知 23.8.11 施運 682

消防則第3条第10、11項
 (避難訓練及び消火訓練は年2回以上)
 平 24 条例 97 第 32 条 第 1 項
 (平 11 厚令 39 第 26 条)
 平 12 老企第 43 号 第 4 の 24
 道通知 23.8.11 施運 682

・避難訓練結果記録